

田子町しあわせのまちづくり結婚祝金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

訓 令 第 1 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、田子町の定住人口の増加を図るとともに地域の活性化に資するため、予算の範囲内において、結婚を機に田子町内に居住する者に対し、しあわせのまちづくり結婚祝金（以下、「祝金」という。）を交付することについて、田子町補助金等の交付に関する規則（昭和45年田子町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 祝金の交付を受けることができる者は、令和 5 年 4 月 1 日以降に婚姻届を提出した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻届が受理された後に夫婦とも本町の住民基本台帳に登録され、本祝金申請後も引き続き 3 年以上町内に住所を有する意思があること。
- (2) 婚姻届が受理された日現在の年齢が、夫婦とも 50 歳未満の者であること。
- (3) 町民税納入義務者であり、町に対する支払い義務のあるもの全てに滞納がない世帯に属する者であること。
- (4) 過去において、祝金の交付を受けたことのない者であること。
- (5) 夫婦の公租公課の納付情報並びに戸籍関係を調査することに同意できること。
- (6) 広報たっこ及び田子町ケーブルテレビにおいて、交付の対象となった夫婦の氏名、居住行政区等を掲載することに同意できること。
- (7) 夫婦及び同居人全てが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(祝金の額)

第 3 条 祝金は、夫婦 1 組につき 80,000 円とする。

(交付申請)

第 4 条 祝金の交付を受けようとする交付対象者は、婚姻届が受理された後 6 ヶ月以内に田子町しあわせのまちづくり結婚祝金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第 5 条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、田子町しあわせのまちづくり結婚祝金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。ただし、要件を満たしていない場合にあっては、田子町しあ

わせのまちづくり結婚祝金交付却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付金の請求及び交付)

第6条 祝金の交付決定を受けた者は、田子町しあわせのまちづくり結婚祝金請求書(様式第4号)により、祝金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めた場合は、祝金を交付するものとする。

3 祝金は、現金をもって交付することができるものとする。

(祝金の返還)

第7条 町長は、祝金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、祝金の全部を返還させることができる。

(1) 第2条各号に該当しないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な行為があったと認めるとき。

(3) その他町長が不適当と認めるとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに交付対象者となった者の交付申請は、令和8年3月31日までとする。

(廃止)

3 令和6年度田子町しあわせのまちづくり結婚祝い金支給事業交付要綱(令和6年4月1日訓令第18号)は廃止する。